

コンプライアンス規程

NPO 法人国際教育支援機構スマイリーフラワーズ

第1条（目的）

本規程は、当法人に適用又は適用の可能性のある法令、定款及び内部規程の遵守（以下「コンプライアンス」という。）上の問題を的確に管理及び処理し、当法人の事業活動の公正かつ適正な運営に資するため、組織及び運用原則を定める。

第2条（基本方針）

役職員は、法令、定款及び内部規程の内容を真摯に受け止め、業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

第3条（組織）

当法人のコンプライアンスに関わる組織として、（1）コンプライアンス担当理事、（2）コンプライアンス統括部門（事務局）を置く。

第4条（コンプライアンス担当理事）

コンプライアンス担当理事は理事会において選任する。

担当理事は、理事会に対し定期的にコンプライアンス状況を報告し、施策の立案・実施及び違反事案対応を統括する。

第5条（コンプライアンス統括部門）

事務局をコンプライアンス統括部門とする。

統括部門は、施策の検討・実施、違反事案の分析、処分の検討、再発防止策の策定等を行い、担当理事へ報告する。

第6条（報告・相談ルート）

役職員は、違反行為又はそのおそれを発見した場合、速やかに担当理事又は統括部門に報告する。ただし、別に定める内部通報規程に基づく通報を行った場合はこの限りでない。

統括部門は事実調査及び対応方針を検討し、担当理事の承認を受けて対応する。

第7条（教育）

当法人は、役職員に対し、行動規範を含むコンプライアンス研修を定期的実施する。

第 8 条（懲戒等）

本規程に基づく報告を適切に行わなかった場合、就業規則その他関係規程に基づき懲戒その他必要な措置を講ずることがある。

役員については理事会が決議し、職員については就業規則に従い理事長が行う。

第 9 条（改廃）

本規程の改廃は理事会の決議による。

附則

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。